

令和5年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(2) 生活排水対策の推進

② 住民や事業者等が自ら水環境保全活動に取り組むための情報提供

(1) 事業目的

事業者、住民、民間団体による自発的な水環境保全活動の促進に資するため、水環境保全に関する情報を収集し、各主体への適切な情報提供に努めます。

(2) 取組状況

① しまね出前講座【環境政策課・下水道推進課】

「しまね出前講座」※1の「宍道湖・中海の水環境を考える」や「下水道ってなに」により、宍道湖・中海流域の小中学生などに、生活排水が環境に与える影響や汚水処理施設の仕組み等を説明し、身近な河川や湖の水環境をよくするため、自分達にできることについて考えてもらいました。

② パネルや流入河川調査表彰団体の取組の移動展示【環境政策課】

みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査の優秀団体の取組や、両湖の恵みを次世代に引継ぐため自分達にできる水質保全対策の取組を紹介するパネルの移動展示を12箇所で開催しました。

③ 流出水対策地区の地域活動促進【環境政策課】

「流出水対策地区」の3協議会に学校・地域等での環境学習・イベント等で活用していただくためのチラシや資料を提供し、3協議会の活動を県のホームページで紹介しました。

《用語解説》

※1 「しまね出前講座」

県民の要望に応じて県職員や市町村職員等が出向いて話や意見交換を行うもの

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 下水道推進課	0852-22-6379